

一般社団法人板橋区陸上競技協会定款

◆当初の主たる事務所は会長の自宅たる東京都板橋区三園一丁目37番9号

平成 年 月 日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人板橋区陸上競技協会と称する。

(目的等)

第2条 本協会は、陸上競技を通して区民の体位向上とスポーツ精神の高揚を図り、併せて陸上競技の普及・育成と競技力向上を目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

①板橋陸上競技選手権大会

②板橋区民体育大会（イ、陸上競技 ロ、駅伝競技 ハ、ロード・

【Ver06 20140917 打合せを反映】

レース)

- ③板橋春季記録会
- ④ジュニア混成競技大会兼秋季記録会
- ⑤板橋少年少女陸上競技大会
- ⑥いたばしリバーサイド・ハーフマラソン大会
- ⑦板橋区体育協会並びに東京陸上競技協会との共催事業
- ⑧板橋アスレチッククラブの指導・運営
- ⑨その他、この法人の目的達成に必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入会した者とする。

- ② 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の成立後に会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事の過半数の決議により承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、理事の過半数の決議により定める額の経費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 前項の会員名簿をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員名簿とする。
- ③ 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前に

【Ver06 20140917 打合せを反映】

するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

- 2 死亡
- 3 除名

- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 総 会

(招 集)

第10条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- ③ 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ④ 総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第13条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1 会員の除名
 - 2 定款の変更

【Ver06 20140917 打合せを反映】

- 3 解散
- 4 その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第15条 会員は、当法人の会員1名又は親族1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第16条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び会長

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、2名以上とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、出席した議決権を行使することができる会員の議決権の過半数をもって行う。

(会長及び副会長)

第20条 理事の互選によって会長1人を選定するものとする。

- ② 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 必要あるときは、理事の互選によって副会長若干名を選定できるものとする。
- ④ 副会長は、会長を補佐する。
- ⑤ 本条第1項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

【Ver06 20140917 打合せを反映】

第22条 理事の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の決議によって定めた額を、報酬等として支給することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第24条 会長又は理事は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び予算書を作成し、理事の過半数の決議により承認を得なければならない。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第25条 会長又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第26条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 解散・余剰金の分配

(解散)

第27条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(余剰金の分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 名誉役員を選任

(名誉会長、名誉副会長、顧問)

第30条 当法人に、名誉役員を理事の過半数の決議により置くことができる。

② 名誉役員は、名誉会長、名誉副会長、顧問とし、当法人の会員であ

【Ver06 20140917 打合せを反映】

- ることを要しない。
③ 名誉役員は、会長の諮問に応じる。

第8章 専門部会等

(専門部会)

第31条 当法人には、事業執行上、理事の補助機関として専門部会を置く。

- ② 各専門部を統括する者として、部長1名を、その部長を補佐する者として副部長を若干名置く。
③ 専門部会全体を統括する者として理事長1名を、その理事長を補佐する者として副理事長を若干名置く。
④ 部員・部長・副部長は、理事の過半数の決議により会員の中から選任する。
⑤ 理事長・副理事長は、理事の過半数の決議により理事の中から選任する。
⑥ 部員・部長・副部長・理事長・副理事長は、理事の過半数の決議により解任できる。
⑦ 専門部会の名称、事務分担及び運営に必要な事項は、理事の過半数の決議で別に定める。

(連絡員)

第32条 当法人と関連団体との連絡をする者（連絡員）は、当法人の理事に限る。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

豊泉和男

三浦敬司

鎌水正昭

(設立時の役員)

第34条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事	豊泉和男
設立時理事	三浦敬司
設立時理事	鎌水正昭

【Ver06 20140917 打合せを反映】

(設立時の代表理事)

第35条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 豊泉和男

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人板橋区陸上競技協会を設立のため、設立時会員豊泉和男外2名の定款作成代理人である司法書士居村健太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年12月11日

設立時会員 豊泉和男
設立時会員 三浦敬司
設立時会員 鐘水正昭

上記設立時会員3名の定款作成代理人
東京都豊島区巢鴨一丁目6番4号IMR1F
司法書士 居村健太郎